

徳島県告示第五百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年十一月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般社団法人大 学支援機構	徳島市新蔵町二丁 目二四番地	ふるさと起業家支援 プロジェクトに係る 寄附金の収納事務	令和六年八 月八日	令和六年八 月二十六日